

九州大学の取り組み

(1) 入学者選抜試験における配慮

本学では、障害(下表)等のある者に対して、受験上及び修学上必要な配慮を行う場合があり、そのための相談を常時受け付けています。

受験上の配慮については、内容によって対応に時間を要することもありますので、入試要項を確認の上、出願前できるだけ早い時期に相談してください。

区分	対象となる者	受験上の配慮の一例
①視覚に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 点字による教育を受けている者 良い方の目の矯正視力が0.15以下の者 両眼による視野について視能率による損失率が90%以上の者 上記以外の視覚障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 拡大文字冊子の配布 拡大鏡等の持参使用 窓側の明るい座席を指定 照明器具の持参使用又は試験室側での準備
②聴覚に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者 上記以外の聴覚障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳士等の配置 注意事項等の文書による伝達 座席を前列に指定 補聴器又は人工内耳の装用
③肢体不自由に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者 両上肢の機能が著しい者 上記以外の肢体不自由者 	<ul style="list-style-type: none"> 代筆解答 介助者の配慮 試験室を1階に設定 トイレに近い試験室で受験 車椅子、杖の持参使用 試験場への乗用車での入構
④病弱に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 慢性の呼吸器疾患、心臓疾患、腎臓疾患等の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の者又はこれに準ずる者 	<ul style="list-style-type: none"> 試験室を1階に設定 杖の持参使用 別室の設定
⑤発達障害に関する配慮	<ul style="list-style-type: none"> 自閉スペクトラム症(自閉性障害・アスペルガー障害・広汎性発達障害)、限局性学習症(学習障害)、注意欠陥多動症(注意欠陥多動性障害)のため配慮を要する者 	<ul style="list-style-type: none"> 試験時間の延長(1.3倍) 拡大文字問題冊子の配布 注意事項等の文書による伝達
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑤の区分以外の者で配慮を必要とする者 	<ul style="list-style-type: none"> トイレに近い試験場で受験 座席を試験室の出入口に近いところに指定

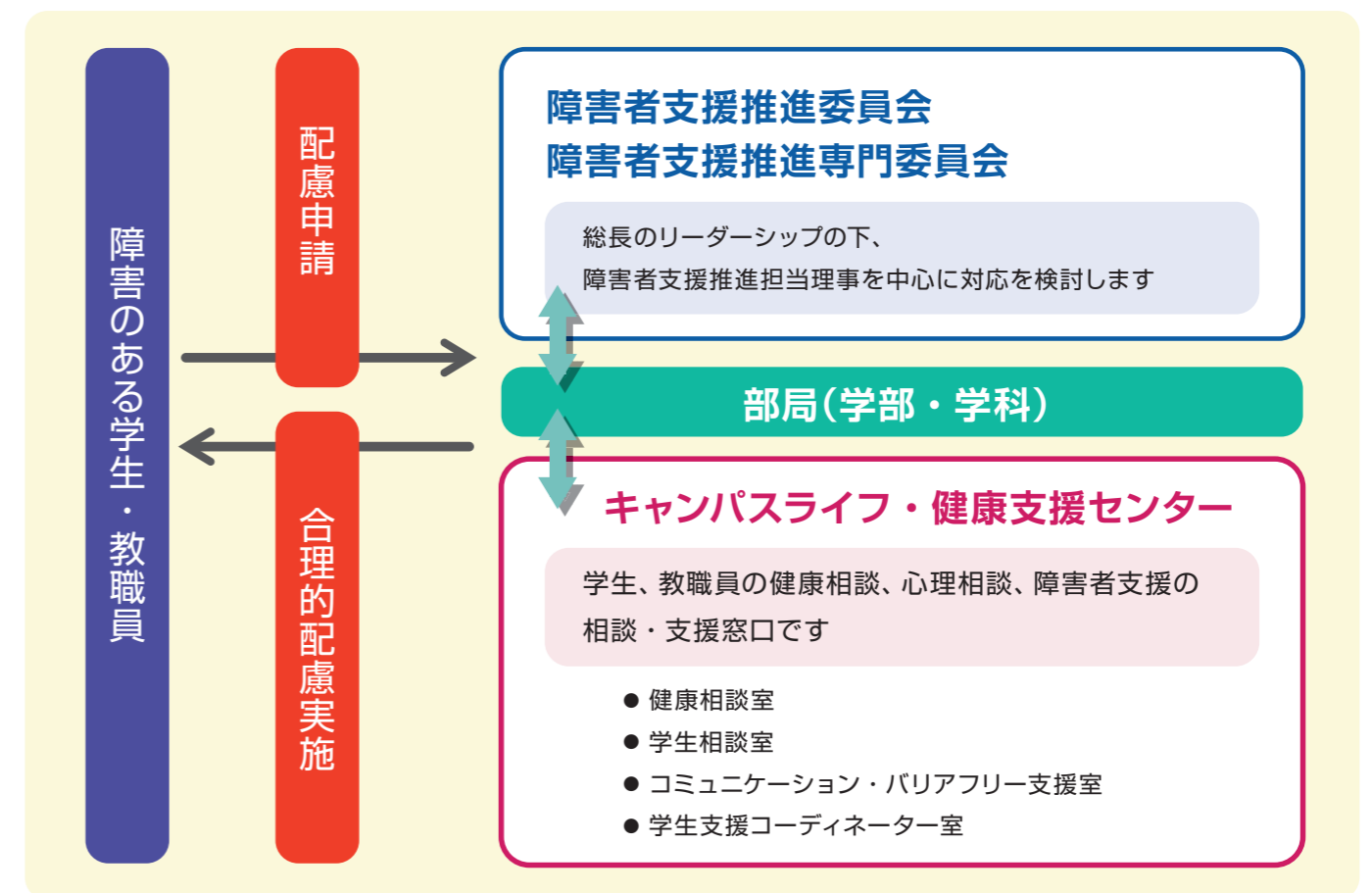
(2) 修学における配慮

障害のある学生が、学業・学生生活において十分に個性と能力が発揮できるようサポートをします。

授業における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教室へのアクセス、支援機器などの情報提供等、修学における機会の均等を確保するための合理的配慮をすすめる支援をします。

修学上困難なことがある学生への合理的配慮のための個別支援、コミュニケーションスキルトレーニング、居場所支援、就労支援などを実施します。

(3) 連携図



障害者差別解消法の施行にあわせて、九州大学には法的義務が生じます。九州大学では、障害のある人に対して、

- 九州大学就業通則第28条
- 国立大学法人九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する実施要領

上記の3点に定められているとおり、所属部局と学内外の関連機関が連携して支援をおこないます。